

令和 3 年 6 月 2 5 日

議 案 参 考 資 料

6 月 随 時 会 議

常 総 市

◎議案第 4 4 号 常総市（仮称）道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例について

本案は、地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定により、令和 3 年 6 月 7 日付けで常総市（仮称）道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定により、意見を付して議会に付議するものです。

1 条例案の概要について

市長は、請求代表者から提出された条例案を、そのまま議会にお諮りすることとされており、条例案の概要は、次のとおりです。

(1) 住民投票の実施

ア この条例の施行の日から 9 0 日以内の日曜日に、（仮称）道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出に関する賛否を問うための住民投票を実施します。

イ 投票資格者は、市議会議員及び市長の選挙権を有するものとし、投票及び開票に関して必要な事項は、公職選挙法等の例によるものとし、規則で定めることといたします。

(2) 投票に当たってのルール

ア 市長は、住民が賛否を判断するための広報活動、情報提供等を行うとともに、これらについての賛否両論を公平に扱わなければなりません。

イ 住民投票に関する投票運動は、この条例の施行の日から投票日の前日までの間において、自由といたします。ただし、買収、脅迫等は、禁止されます。

(3) 投票結果の尊重

市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

2 市長意見の概要について

(1) 総論

ア 本件事業の実施に当たっては、市議会においてもその賛否を問わず、様々な観点から議論が積み重ねられているものと認識している。

イ 道の駅の整備のための土地の購入については、議論を経て議決という、適切な議会運営にのっとり意思決定が既になされたもの。

ウ 3, 766名の方々が直接請求に署名された事実については、これを真摯に受け止め、市民の皆様に対しては、引き続き、本件事業について丁寧な説明を行っていく。

エ 議員の皆様に対しても、随時、その進捗を報告し、本件道の駅の建設に係る予算及び工事請負契約の締結をはじめとして必要な市議会の議決を経るべく、手続を進めていくことが重要であると考えている。

(2) 本件事業の必要性

ア 人口流出に歯止めをかけ、持続可能な地域経営を確立する取組が求められている。

イ 圏央道常総 I C という市の新たな玄関口で道の駅の整備を含めた常総インターチェンジ周辺地域整備事業という本市の基幹産業である農業を活性化するためのまちづくり事業に取り組んでいる。

ウ 常総 I C 周辺地域において、道の駅が公共施設である特徴を活かし、まちづくり事業に戦略的に取り組み、交流人口の拡大及び定住の促進を図ることで地域経済の活性化につながるものと考え、多くの人が訪れる場所に道の駅の整備を進めている。

エ 道の駅の整備に伴う多くの新たな効果により、地域に対する誇りや愛着が生まれるとともに、まち全体の活気につながり、ひいては地域経済の活性化に寄与するものであり、この機会を逃すことは、将来に大きな影響を及ぼすこととなりかねない。

オ 国との農林調整については、農産物の生産・加工・流通・販売が一体となった産業団地を、地方創生拠点として公共施設である道の駅を含めて形成することで、転用が認められたものである。

(3) 本件事業の経緯

ア 道の駅の事業化については「復興計画」、 「まち・ひと・しごと総合戦略」へ道の駅の整備が位置づけられたことに伴い、平成 29 年度から検討が開始された。

イ 平成 29 年 5 月定例会議において、補正予算の議決を経て、平成 30 年 3 月に基本構想を策定し、平成 31 年 3 月には基本計画を策定した。

ウ 基本計画の策定に当たっては、多くの市民の意見を集約し、結果を反映させた。

エ 現在は、基本計画を基に、運営予定者の民間ノウハウを取り入れ、持続可能な公共施設となるよう、道の駅的设计業務についても、予算の議決を

経て進めている。

オ このように適正な手順を踏まえ、市民の代表である議員の皆様の議決を経るとともに、市民の皆様と対話を重ねながら、新たなまちづくりに向けた地方創生拠点となるよう進めていく。

(4) 条例の内容に関する疑問点等

ア 選挙制度における欠格条項が定められていないため、これを定めるべき。

イ 誤字、条項が不明確な部分等についての整理が必要

3 本件直接請求の経緯について

4月7日(水)	請求代表者6名から条例制定代表者証明書の交付申請
4月17日(土) ～5月7日(金)	署名収集期間
5月7日(金)	請求代表者が市選挙管理委員会宛て「署名簿」を提出
5月8日(土) ～5月27日(木)	市選挙管理委員会での署名簿審査期間 (3,985筆提出, 3,766筆が有効)
5月28日(金) ～6月3日(木)	市選挙管理委員会での署名簿縦覧期間
6月4日(金)	市選挙管理委員会から請求代表者へ署名簿返還
6月7日(月)	請求代表者が市長宛てに「条例制定請求書」を提出

常総市条例制定請求書

常総市(仮称)道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費
の支出の賛否を問う住民投票条例(案)制定請求の要旨

1 請求の要旨

別紙のとおり

2 請求代表者

住 所 茨城県常総市豊岡町乙 1112 番地 3
氏 名 ~~堀越道男~~ 堀越道男
生年月日 昭和 26 年 2 月 17 日
性 別 男性

住 所 茨城県常総市岡田 463 番地 2
氏 名 ~~水野昇~~ 水野昇
生年月日 昭和 12 年 11 月 20 日
性 別 男性

住 所 茨城県常総市本石下 185 番地 3
氏 名 ~~茂田信三~~ 茂田信三
生年月日 昭和 27 年 10 月 19 日
性 別 男性

住 所 茨城県常総市坂手町 2150 番地 2
氏 名 ~~岡野一男~~ 岡野一男
生年月日 昭和 24 年 3 月 23 日
性 別 男性

住 所 茨城県常総市水海道諏訪町 2802 番地⁶
氏 名 ~~遠藤章江~~ 遠藤 章江
生年月日 昭和 38 年 10 月 15 日
性 別 女性

住 所 茨城県常総市平町 448 番地 1
氏 名 ~~大澤清~~ 大澤 清
生年月日 昭和 43 年 1 月 20 日
性 別 男性

上記のとおり地方自治法第 74 条第 1 項の規定により別紙
条例案を添えて条例の制定を請求します。

⁶
令和 3 年 4 月 7 日

壹字削除
壹字加入

常総市長 神達岳志 様

常総市（仮称）道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出の賛否を問う
住民投票条例（案）制定請求の要旨

常総市は、平成 26 年より「アグリサイエンスバレー構想」に基づき圏央道常総インターチェンジ周辺約 62ha において農作物の生産、流通、加工販売までの 6 次産業化を行うエリア開発を進めて来ました。

この過程において、一部地権者の離脱や、2015 年の常総水害等によって度重なる計画の変更があり、水害と市長の交代を機に計画予定地は 44ha に縮小され、農地エリアは 14ha に縮小、都市エリアは 30ha に拡大、また当初計画には存在しなかった道の駅計画が急浮上さらには道の駅予定地に隣接して競合する民間商業施設の建設が議会に示されました。

これに対し一部の議員が異議を唱え、詳細な説明や再検討を求めて来ましたが、全て決定事項として報告されるのみであり「議会は機能しているのか」と議会の存在を疑問視する声が市民から寄せられています。

道の駅建設には総額 16~18 億円を要し、まず戸田建設株式会社が所有するエリア内の土地 1.3 ha を 5 億 2 千万円（1 坪 13 万 2 千円）で購入することになります。完成に至るまでには 20 億円（年間予算の約 10%）近い予算が必要となります。市民からは

- ① 慢性的な財源不足の常総市において赤字覚悟で建設する必要があるのか
- ② 先の見えないコロナ禍で外出や観光も制限される中、道の駅は必要なのか
- ③ 維持管理費がかかる公共施設は必要ない
- ④ 民間商業施設だけで十分で競合する道の駅をつくる必要性を感じない

等、多くの反対意見が存在することは事実です。

市長は令和 2 年の市長選挙において「道の駅建設は 3 億円でできる。13 億円は国、県から引っ張ってくる予定。年間 100 万人~200 万人が来場する」との発言や SNS 等での発信がありました。その発言が道の駅を争点とした市長選挙の投票行動に大きく影響したと言わざるをえません。この発信が事実であることは、現在、発信した全ての内容を SNS 上から削除していることから明らかです。

住民投票条例が制定され、市民が道の駅の土地購入・建設の賛否について住民投票を行う意義の一つは、市民が道の駅についての正しい情報と認識を得られることです。

道の駅の土地購入・建設の可否は、常総市の今後の財政、市民の生活そして未来に大きく影響を及ぼす重大な決定となります。

だからこそ議会、議員のみによる決定ではなく、住民の意思を直接反映させることを目的として、地方自治法の本旨に基づき間接民主主義を補完する手段としての住民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。

常総市(仮称)道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出の賛否を問う
住民投票条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、常総市(仮称)道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出について、賛成又は反対の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について、住民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

- (1) 常総市(仮称)道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出に「賛成」
- (2) 常総市(仮称)道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出に「反対」

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を常総市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から起算して90日以内のうちの日曜日とし、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票日の40日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者は、投票日において公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第9条第2項に規定する常総市の議会の議員及び長の選挙権を有する者であって、前条第3項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)において本市の選挙人名簿(法第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。)に登録されているもの及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、住民投票における投票資格者について、常総市(仮称)道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出の賛否を問う住民投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を作成するものとする。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、一人一票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れる方法により投票するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所における投票及び期日前投票)

第8条 投票人は、投票日の当日自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ投票をすることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、投票日の当日に職務従事その他の理由により、投票人自らが投票所に

行くことができないときは、法第48条の2の規定の例により期日前投票を行うことができるものとする。

(無効投票)

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白票投票

(情報の提供)

第10条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、常総市(仮称)道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報を提供しなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、常総市(仮称)道の駅常総の土地購入及び建設に係る市費の支出についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第11条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

前項の投票運動の期間は、この条例の施行の日から投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第12条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の例による。

(結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長に報告しなければならない。

2 市長は前項の報告を受けたときは、速やかに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。